

第一フロンティア生命／第一生命グループのご案内



第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です

第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざしています。

一生運のパートナー 第一生命グループについて

第一生命

第一生命グループは、1902年、日本での創業以来、お客さま本位（お客さま第一）を経営の基本理念に据え、生命保険の提供を中心に、地域社会への貢献に努めてきました。これからも、お客さまとお客さまの大切な人々の「一生運のパートナー」として、グループ各社が、それぞれの地域で、人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していきます。

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう タイイフロンティア

0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④ご契約内容の変更のお手続き



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」（年4回）
 - ※3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。
- 「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」 ※ステップアップ保証率が変わった場合に郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからの申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先（第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表））までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります（保護機構については、「ご契約のしおり」をお読みください）。詳細については、生命保険契約者保護機構（TEL 03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身で申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

〔募集代理店〕



株式会社 横浜銀行

〒220-8611 横浜市西区みなとみらい 3-1-1

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリントスクエア X棟15階

電話 (03) 6863-6211（大代表）

ハッピーになろう タイイフロンティア

お客さまサービスセンター **0120-876-126**

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

‘14年4月版

◎C25F0209(2014.2.18) 営業F1841-03 ‘14年3月作成

第一フロンティア生命の変額個人年金保険



年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(11)

大切な資産だから・・・

- ☒ できればふやしたい
- ☒ でも減らしたくない
- ☒ さらに、一度ふえたら減らしたくない



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命
第一生命グループ

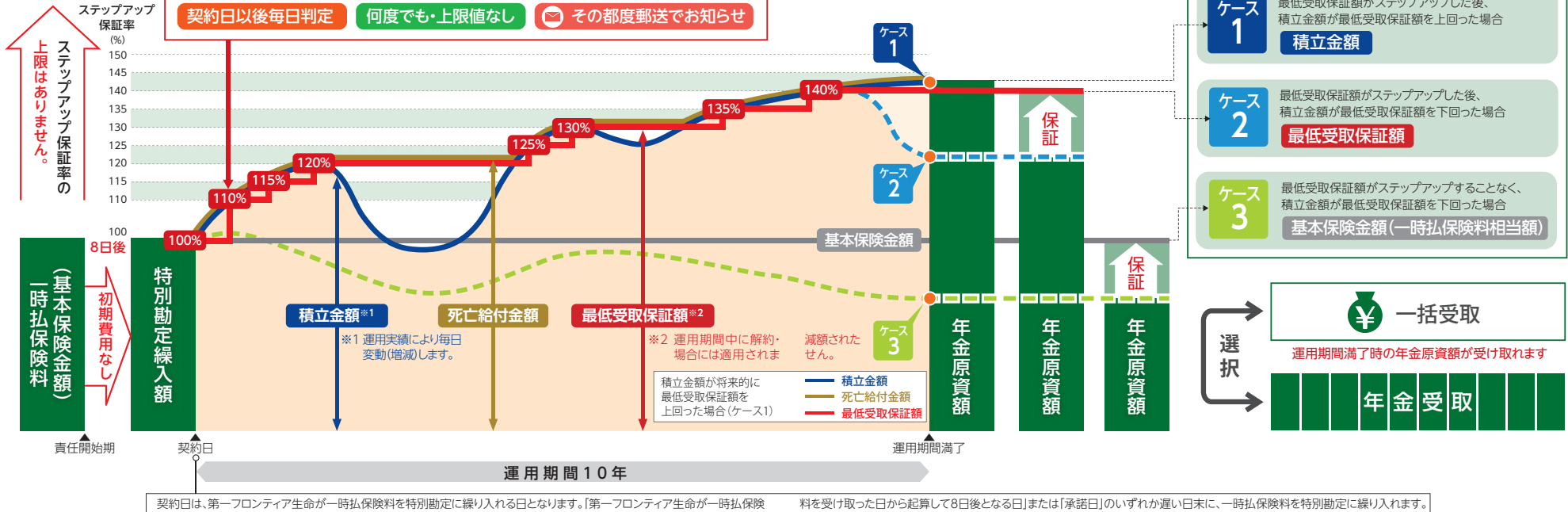
しくみと特徴



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

運用実績に応じて、最低受取保証額が
110%から5%ごとにステップアップします。

契約日以後毎日判定 何んでも・上限値なし ⑤ その都度郵送でお知らせ



用語について

最低受取保証額 (運用実績連動保証金額)

死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率を乗じた金額となります。

ステップアップ保証率 (運用実績連動保証率)

保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%以上の5%ごとの率に到達するごとにその5%ごとの率に引き上げります(ステップアップします)。なお、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

特徴1

初期費用の負担がありません。

一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れるため、資産を効率よく運用できます。

特徴2

年金原資額と死亡給付金額には100%の最低保証があります。

年金原資額 死亡給付金額

基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

特徴3

最低保証はステップアップし、一度上がったらずがりません。

基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。ステップアップ保証率は毎日判定されます。

特徴4

実質的に「通貨」、「債券」、「株式」の3つの資産に分散投資します。

特別勘定は、実質的に先進国・地域の通貨、国内外の債券、外国の株式に投資を行い、運用環境に応じた運用で、長期的な資産の成長をめざします。



ご注意

負担していただく主な費用について ▶ P9

運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.98%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して年率0.10%(税抜き))を負担していただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に対して0.35%)を負担していただきます。また、解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。年金原資額として一時払保険料相当額またはステップアップした最低受取保証額が適用されるのは、運用期間満了時のみとなります。

ステップアップに関するご留意事項について

ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。この場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回ることはありません。

投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、実質的に先進国・地域の通貨、国内外の債券、外国の株式で運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるから、株価、債券価格および為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

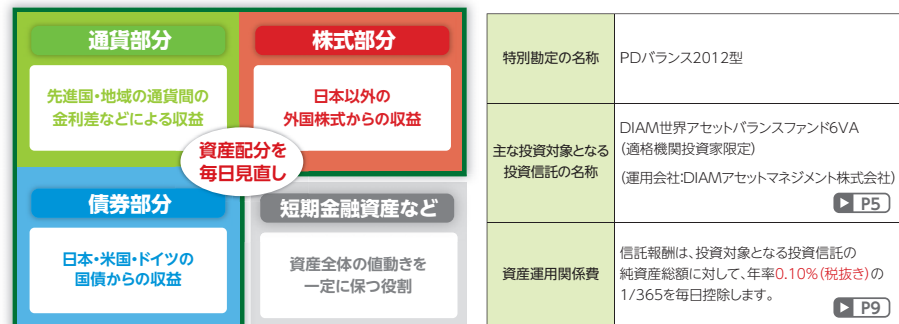
特別勘定「PDバランス2012型」

投資方針

実質的に先進国・地域の通貨、国内外の債券、外国の株式に投資を行い、資産価格の「変動率（資産の値動き）」※を一定に保つように調整しながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。

※証券などの価格の変動性のことで、原資産価格の変動幅が大きいほど、変動率（資産の値動き）が大きくなります。

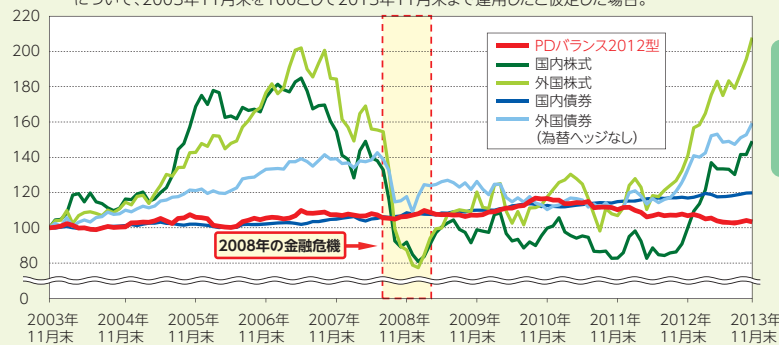
- この特別勘定は、実質的に先進国・地域の「通貨」、国内外の「債券」、外国の「株式」の3つの資産に投資を行います。
- さらに「短期金融資産など」に配分することで、資産全体の値動きを一定に保つよう調整します。



特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。

参考1 PDバランス2012型と各参考指数の運用シミュレーション

特別勘定と同じ方法に従って計算したデータと、国内株式、外国株式、国内債券、外国債券（為替ヘッジなし）の各参考指数について、2003年11月末を100として2013年11月末まで運用したと仮定した場合。



2008年の金融危機でも、大きな下落を回避することができています。



PDバランス2012型については、保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前です。

【参考指数】国内株式:東証株価指数(TOPIX、配当込み)、外国株式:MSCIコクサイインデックス(円ベース、配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI(総合)、外国債券(為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

【データ出所】Copyright ©2014 Ibbotson Associates Japan, Inc.

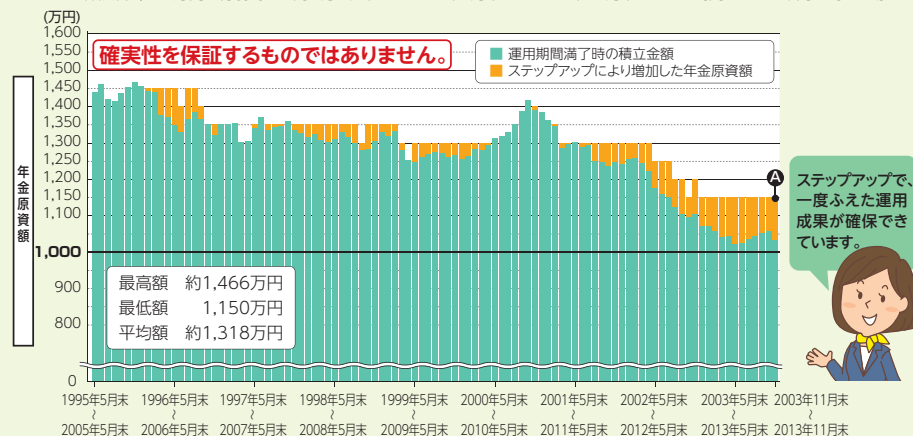


参考1、参考2および参考3は事後的に試算・検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

参考2 年金原資額シミュレーション

保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前

保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従い、1995年5月末から2003年11月末までに運用開始し、10年間運用した場合。



ステップアップで、一度ふえた運用成果が確保できています。



10年間のデータを1ケースとする1995年5月末から2003年11月末までの103ケースのうち、最低受取保証額がそれぞれ以下の金額にステップアップしています。

1,450万円	1,400万円	1,350万円	1,300万円	1,250万円	1,200万円	1,150万円	1,100万円
11/103ケース	19/103ケース	50/103ケース	83/103ケース	87/103ケース	90/103ケース	103/103ケース	103/103ケース

*現実性を保証するものではありません。

1998年12月以前のシミュレーションについては、欧州通貨統合前のため通貨部分のユーロをドイツ・マルクに置き換えて算出しています。

参考3 積立金額と最低受取保証額のシミュレーション

保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前

(上記 参考2 の A (2003年11月末～2013年11月末)のケース)

保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従い、2003年11月末に運用開始し、2013年11月末まで運用した場合。



参考2および参考3はステップアップ保証率の変更判定を毎日実施したのとして第一フロンティア生命がシミュレーションしたものです。

この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した運用体制と運用方針に基づき運用します。

3つの資産(通貨、債券、株式)について

通貨部分 相対的に金利の低い通貨を売り、金利の高い通貨を買うことで、金利差と為替差益の獲得をめざします。

◆投資対象通貨

通貨名	
豪ドル	英ポンド
ニュージーランドドル	ユーロ
ノルウェー・クローネ	米ドル
スウェーデン・クローナ	日本円
カナダ・ドル	スイス・フラン

*資産価格の「変動率(資産の値動き)」を一定に保つように調整します。
*市場環境の変化により現金(キャッシュ)に分配することがあります。

・投資対象の各通貨の短期金利に基づいて、相対的に金利の高い通貨と低い通貨を判定し、各通貨について「買い」または「売り」を行うかを決定します。
・相対的に金利の低い通貨を売り、金利の高い通貨を買うことで、2通貨間の金利差を得ることが可能となります。
・相対的に金利の高い通貨を買い、価格が上昇した場合の為替差益の獲得をめざします。
・相対的に金利の低い通貨を売り、その後買い戻すことで、価格が下落した場合の為替差益の獲得※をめざします。

債券部分 長短金利差が大きい場合は金利差を獲得し、さらに長期金利の上昇局面と低下局面の両局面での収益の獲得をめざします。

◆組入対象

指 数
BNP/パリバ・日本10年先物指数
BNP/パリバ・米国5年先物指数
BNP/パリバ・ユーロ(ドイツ)5年先物指数

*資産価格の「変動率(資産の値動き)」を一定に保つように調整します。
*市場環境の変化により現金(キャッシュ)に分配することがあります。

・組入対象の指数ごとの長短金利差などに基づいて、「買い」または「売り」を行うかを決定します。
・長短金利差が大きい局面では指数を買い、長短金利差の獲得をめざします。
・長期金利が上昇する局面では指数を売り、その後買い戻すことで、長期金利上昇時の債券価格の値下がりによる収益の獲得※をめざします。
・長期金利が低下する局面では指数を買い、長期金利低下時の債券価格の値上がり益獲得をめざします。

株式部分 株式の上昇局面と下落局面の双方における値動きに着目し、両局面での収益の獲得をめざします。

◆組入対象

指 数	
BNP/パリバ・米国株式先物指数	BNP/パリバ・英国株式先物指数
BNP/パリバ・ドイツ株式先物指数	BNP/パリバ・スイス株式先物指数
BNP/パリバ・フランス株式先物指数	BNP/パリバ・ユーロ圏株式先物指数

*資産価格の「変動率(資産の値動き)」を一定に保つように調整します。
*市場環境の変化により現金(キャッシュ)に分配することがあります。

・組入対象の指数ごとに上昇局面、下落局面を判定し、相対的に高い収益が見込める指数への配分をふやします。
・上昇局面では、短期的な値下がり時に指数を買い、値上がり益獲得をめざします。
・下落局面では、短期的な値上がり時に指数を売り、その後買い戻すことで、株式の値下がりによる収益の獲得※をめざします。

※将来的に値下がりの可能性が高いと判断された投資対象をあらかじめ売り、その後値下がりした時点で買い戻すことで、その差額を獲得する運用手法です(投資対象が値上がりし、運用成果がマイナスとなる可能性があります)。

【投資信託の運用会社】DIAMアセットマネジメント株式会社

DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな情報収集・投資戦略を計画・実行するため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポール、香港に有し、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

ご注意 特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。主な投資リスクについては、P10をご参照ください。

最低受取保証額ステップアップのお知らせ

ステップアップ保証率を契約日以後毎日判定し、110%以上の5%ごとの率にステップアップした場合に、変更後のステップアップ保証率、最低受取保証額などを郵送でお知らせします。



最低受取保証額ステップアップのお知らせ

「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」は、ご契約のステップアップ保証率が変更された翌営業日に発送いたします。

最低受取保証額ステップアップのお知らせ
(運用実績変動保証率変更のお知らせ)

※本契約は特別のお引き立てを賜り、深くお礼申し上げます。
さて、このたびは本契約のご契約の運用実績変動保証率が変更され、運用実績変動保証額(最低受取保証額)がステップアップしましたので、ご連絡申し上げます。
作成日 2014年11月21日

(対象となるご契約)
証券番号 5000-10000-00
契約日 2014年 6月 5日
運用期間 10年
元金総額 5,000,000円

※ステップアップ後の運用実績変動保証額(最低受取保証額)等
ステップアップ後の運用実績変動保証率 110%
運用実績変動保証額(元金総額×運用実績変動保証率) 5,500,000円

※ステップアップした日における特別取組の運用実績
運用実績変動保証率 110.000000%
元金総額 5,000,000円
積立金額 5,500,000円
運用実績変動保証率に対する積立金額の割合 110.00%
(小数点第2位以下を省略して表示しています)

※ステップアップ前の運用実績変動保証額(最低受取保証額)等
運用実績変動保証率 100%
運用実績変動保証額 5,000,000円

必ずお読みください。
この部分から読んでください

*ご送付書類の内容については将来変更する場合があります。

運用期間中の年金移行のお取扱い(運用期間中年金支払移行特約)

■契約日から1年経過以後、ご契約者からのお申出により、いつでもその時点の解約返還金額を特約年金原資額として、年金受取を開始することができます。

ご注意 運用期間中に年金移行する場合には、年金原資額の最低保証はありませんので、特約年金原資額が一時払保険料相当額を下回る場合があります。この場合、年金移行する場合の特約年金原資額は、積立金額から解約控除が差し引かれた金額となります。 **P9**

年金支払開始日の繰延べのお取扱い

■ご契約者からのお申出により、年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で最長1年繰り延べることができます。
■繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
■被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額が死亡給付金額となります。

ご注意 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。また、経済情勢の変化などにより、基礎率などは変更される場合があります。

運用期間満了時のお受取り

運用成果としての年金原資のお受取り方法は、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金受取期間は、年金支払開始日前であれば変更することができます（お受取り方法については年金支払開始日の1か月前までにご案内します）。



この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金原資額（年金支払開始日の前日末の積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい金額）をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行うため、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

一括受取	
 一括受取 (年金原資額の一時支払)	年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
確定年金※	
	一定期間、年金をお受け取りいただけます。 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。

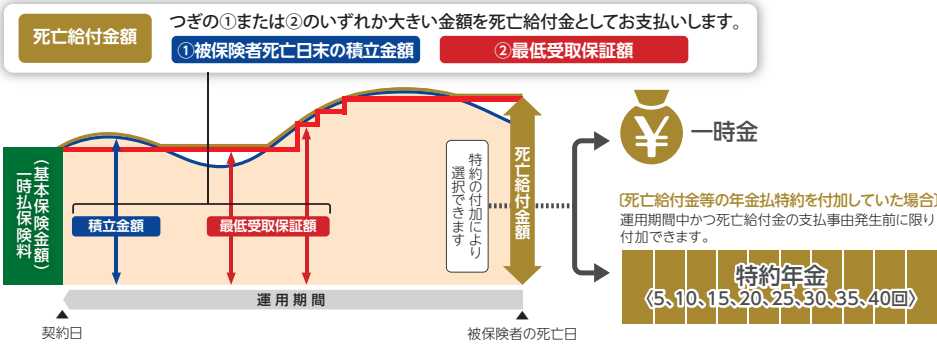
※年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。また、年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます（未払年金の一括払）。

万一の場合のお取扱い(死亡保障のしくみ)

資産をのこしたい人をあらかじめ指定しておけるなど、保険ならではの特征があります。

運用期間中

■被保険者が死亡された場合には、運用実績にかかわらず最低受取保証額が死亡給付金として最低保証されます。



〈死亡給付金等の年金払特約のお取扱い〉

- 死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。
- ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回(5回さざみ))から選択いただけます。
- 詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」をお読みください。

年金受取開始後

- 年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。（年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります）
- 被保険者が死亡された場合には、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。
 - ①残余年金受取期間の未払年金現価の一括でのお受取り
 - ②残余年金受取期間の年金を継続してお受取り



責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。

主なお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)		200万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年
契約年齢		0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
年金受取開始年齢		10歳～90歳
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更		・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・[運用期間中年金支払移行特約]の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。 *年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の減額は取り扱いません。

お客さまに負担していただく費用

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。

ご契約時

ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。

運用期間中

■ すべてのご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	左記の年率の1/365を積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して 年率 0.10% (税抜き)	左記の年率の1/365を投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2014年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

■ 特定のご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 解約・減額または 「運用期間中年金支払移行特約」を 付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険 金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した時に積立金から 控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

※解約返還金額(基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金も同様)は、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額＝解約返還金計算日[※]末の積立金額－解約返還金計算日[※]末の基本保険金額×解約控除率

※請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とします。

年金受取期間中

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費) ※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2014年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

ご注意いただきたい重要なお知らせ

この商品は クーリング・オフ制度 の対象です	お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払いいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、第一フロンティア生命あての書面(消印有効)での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払いいただいた金額を全額お返しいたします。
保障の責任開始期について	ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。
死亡給付金などをお支払い できない場合があります	責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。 ※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。
契約日および特別勘定による 運用の開始時期について	(契約日) 契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。 (特別勘定による運用の開始時期) 一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日(=責任開始期の属する日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日(=承諾日)のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。

主な投資リスクについて

この保険の投資リスクの詳細は次のとおりです。

株価変動リスク	一般に、株式の価格は大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、特別勘定の基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利変動リスク	金利変動を受けて債券の価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。この特別勘定では、参照指数を通じて実質的に債券に投資をしますので、金利変動により特別勘定の基準価額の下落要因となる可能性があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。また、投資対象となる投資信託はオプション取引を行います。そのため、オプション取引の相手先が債務不履行または支払不能に陥った場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。

 詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。